

新設規制に関する事前評価書

< 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	不正の手段により廃棄物処理業・施設の許可を受けた場合の許可の取消事由への追加
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	本来許可を受けるべきでない廃棄物処理業者・施設設置者を排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	許可申請の際に虚偽の記載をしたり、見せ金を用意して経理的基礎を偽る等不正の手段により廃棄物処理業又は施設設置の許可を受けた者について、廃棄物処理法に基づく取消処分（講学上の撤回）の対象とする。 根拠条文等： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項、第9条の2の2第1項、第14条の3の2第1項（第14条の6において準用する場合を含む。）及び第15条の3第1
規制の必要性	不正の手段により許可を受けた者は、許可期間中に欠格要件に該当するに至った者と同様に適正な処理を期待できないことから、当該者を許可の取消事由に追加して廃棄物処理業・施設設置から排除する必要がある。
期待される効果	廃棄物を不適正に処理する蓋然性が高い、不正の手段により許可を受けた者について、当該許可を直ちに取り消すことにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、不適正処理の未然防止が図られる。
想定される負担	不正の手段により許可を受けた業者は、許可を取り消されることにより5年間廃棄物処理業から排除される。他方で、廃棄物の適正処理が促進されることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、現行制度を維持することが考えられるが、その場合不正の手段により取得した許可については、本来許可に値しない申請について行政を欺罔して取得したものであり、瑕疵ある行政処分の結果として得た許可であるから講学上の「取消し」の対象となる。しかし、講学上の「取消し」の場合、廃棄物処理法に基づく取消しと異なり、許可を取り消されても新たに許可要件を具備することにより、許可を再度得ることが可能であることから、不正の手段により許可を受ける業者を排除できない。また、罰則がないため不正の手段に対する抑止力が働かない。従って、当該新設規制は代替手段に比べ、より実効的なものであると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。不正の手段により許可を受けた者については、廃棄物処理法に基づく許可取消処分の対象にするとともに、直罰の対象とすること。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。